

田村市ムシムシランド記録本製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月
福島県田村市

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、田村市ムシムシランド記録本製作業務委託（以下「本業務」という。）を委託するに際し、優れた企画力、編集力、取材力及び製作実績を有する事業者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

田村市ムシムシランド記録本製作業務委託

(2) 業務内容

別紙「田村市ムシムシランド記録本製作業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 契約上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者または契約締結時までに登録される見込みがある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本国内に事業所を有する法人であり、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）を滞納していない者であること。
- (4) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第22号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者

であること。

(8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

4 実施要領等の入手方法

実施要領等については、田村市のホームページからダウンロードして入手すること。
なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

5 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月29日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【田村市ムシムシランド記録本製作業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式3） 1部

(ウ) 企業実績調書（様式4） 1部

(エ) 国税（「法人税」と「消費税及地方消費税」）の納税証明書の写し 1部

(オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各1部

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書（様式5） 1部

(イ) 企画書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

(ウ) 見積書（任意様式） 2部（正本1部、副本1部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	書籍企画・構成の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍全体の企画方針、読者層、構成意図を整理すること。 ・各章について、扱う時代背景、主要論点、登場人物、必要資料を整理し、章ごとの役割が明確になるよう構成すること。
2	取材・原稿執筆	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市の歴史、ムシムシランドの歩み、カブトムシをめぐる地域資源化の経緯について、関係者への取材を行い、原稿を作成すること。 ・昆虫資源化、地域ブランド形成等、本書の主題に沿った構成で執筆すること。
3	編集・校正・レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・判型は四六判、頁は250～300頁とする。 ・表記を統一するとともに、図版・写真の配置方針を整理したうえで、編集及び校正を行うこと。 ・コラム、写真、資料等を設け、読者の理解を助ける構成とすること。 ・四六判という体裁に適した読みやすい誌面設計とすること。
4	実施体制・運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施体制及び運営管理方法を提案すること。

(6) 企画書作成に係る留意事項

- (ア) 記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。
- (イ) A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

- (ア) 企画は 1 社 1 提案とすること。
- (イ) 電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。
- (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。
- (エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

8 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- (ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市ムシムシランド記録本製作作業委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。
- (イ) プレゼンテーションは 1 社 30 分以内（提案の説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。
※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。
プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が 2 社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- (ア) 実施日時 令和 8 年 7 月 16 日（木）
- (イ) 会場 田村市役所 本庁 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配点
① 書籍企画・構成の作成	・書籍全体の企画方針が明確になっているか。 ・章ごとに時代背景、主要論点等が整理されているか。	10 点
② 取材・原稿執筆	・田村市の歴史、ムシムシランドの歩み、カブトムシの地域資源化について、関係者への取材が適切に計画されているか。 ・昆虫資源化、地域ブランド形成等、本書の主題に沿った構成となっているか。	10 点
③ 編集・校正・レイアウト	・コラム、写真、資料などを効果的に配置する計画となっているか。	10 点

④ 事業実施体制	・本事業遂行のために必要な業務実施体制、運営管理、スケジュールは十分か。	10点
⑤ 実績	・類似業務の実績があるか。 ※企業実績調書(様式4)により1件あたり1点で評価を行う。(最大5件)	5点
⑥ 事業費	・5×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者の得点が全委員の合計得点の平均が30点以上を満たさなかった場合及び最高得点者が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9 その他

(1) 見積徴収

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収する。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

この要領に定めのない事象があった場合は委員会により協議を行う。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課（担当：渡邊、鈴木）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和8年6月24日（水）
質問書の提出期限	令和8年6月29日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年7月3日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年7月10日（金）
プレゼンテーション審査会	令和8年7月16日（木）
審査結果通知	令和8年7月下旬